

# お願い

## 郵便料の電子納付について

令和2年9月

福岡高等裁判所民事部

高等裁判所に対する控訴事件，抗告事件及び上告事件で要する送達費用等の郵便料については，電子納付の利用に御協力をお願いします。

電子納付を希望する場合には，担当者にお知らせください。

なお，銀行振込や裁判所に現金で直接納付することも可能です。

### 電子納付に必要な書類等

インターネットバンキングやPay-easy（ペイジー）対応のATM等を利用して納付することができます。

#### ① 利用者登録コード（事前に利用者登録が必要です。）

郵便料の電子納付を希望する場合には，控訴状等にその旨及び「登録コード」を記載してください。

#### ② 収納機関番号，納付番号，確認番号【裁判所からお知らせします。】

裁判所から収納機関番号等が記載された保管金提出書をお渡しします。郵送やファクシミリでお渡しすることもできますので，御希望の方は担当者にお伝えください（高裁宛に納付する場合，提出書の送付には，上訴提起日から1か月程度要します。）。

保管金提出書に記載された「収納機関番号」，「納付番号」，「確認番号」を使って，インターネットバンキングかPay-easy（ペイジー）対応のATMから電子納付を行ってください。

なお，保管金提出書を裁判所に提出していただく必要はありません。

※ 銀行振込や裁判所の窓口での現金納付の希望がある場合には，担当者にお知らせください。